

首都高速道路の料金（案）について

1 趣 旨

国土交通省（以下、「国」という。）は、平成 28 年 4 月に、首都圏の高速道路の料金体系について、対距離制を基本とする料金水準や、会社間で異なる車種区分の整理・統一を行いました。この際、首都高では、一部（上限料金や車種間比率）で、激変緩和措置が講じられていました。

このたび、5 年が経過したことから、料金体系の整理・統一をさらに進めていくため、令和 4 年 4 月からの導入を目指した新たな料金（案）が国から示されました。以下にその概要を報告します。

本市としては、本日の委員会や関係団体のご意見などを参考に、市としての意見をまとめ、要望や意見を述べていく予定です。

2 新たな料金（案）等

(1) 上限料金の見直し

- 短距離利用者と長距離利用者の負担の公平性を確保するため、首都高の上限料金を見直します。
- これにより、圏央道などの環状道路よりも割安な首都高の長距離利用交通を、環状道路に誘導し、首都圏の道路ネットワーク利用の適正化を図ります。
- また、現金車の料金收受コストを、利用料金に適切に反映し、ETC 専用化に向けた取組を加速します。

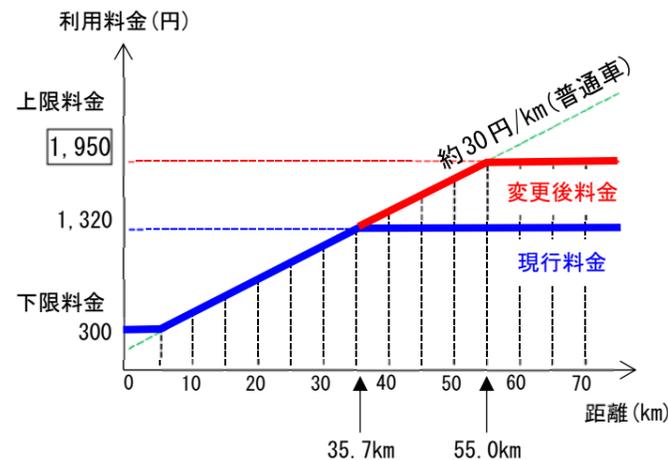
上限料金見直しの概要（参考 1 参照）

【料金水準】 現行の 1 km あたり約 30 円（普通車）の料金水準は変更ありません。

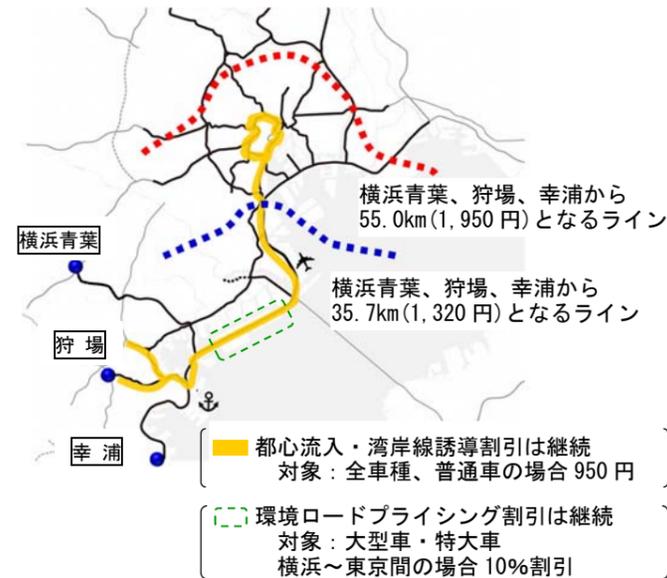
【上限料金】 普通車「35.7km 以上 1,320 円」を「55.0km 以上 1,950 円」とします。

【適用期間】 令和 4 年度～47 年度

【参考 1】 距離別の利用料金



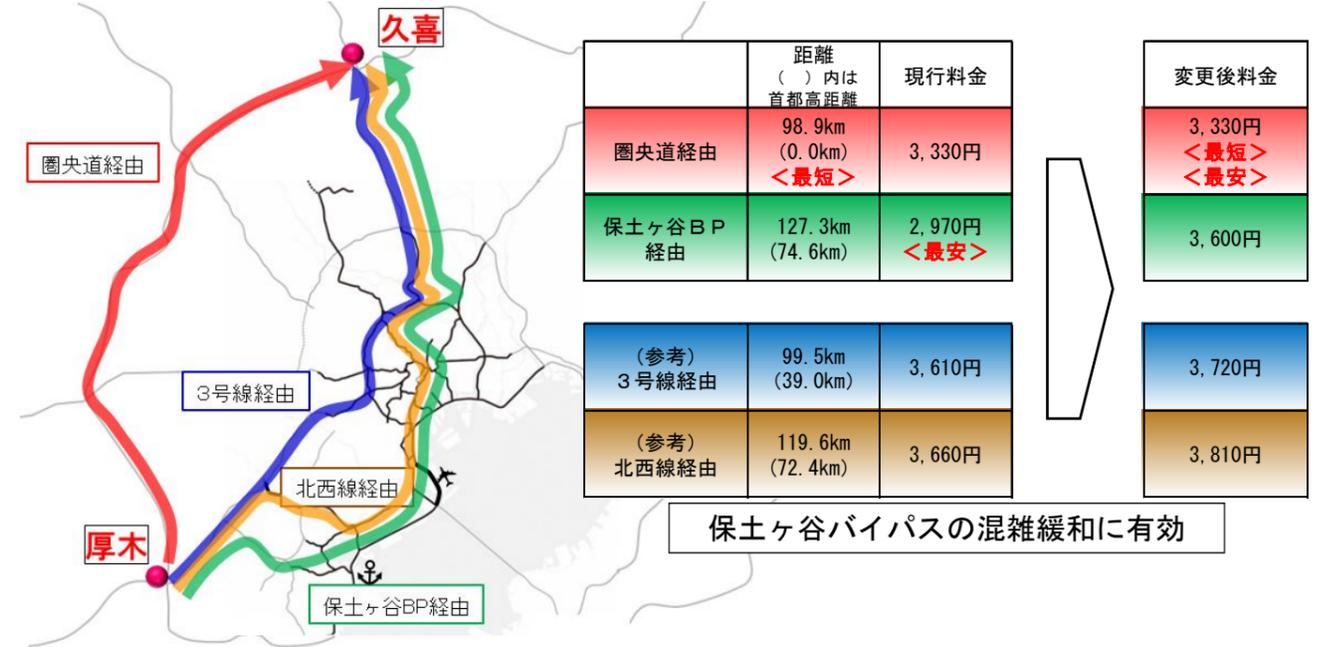
【参考 2】 横浜青葉・狩場・幸浦からの上限料金の範囲



【参考 3】 厚木 I C ~ 久喜 I C（東北道）の場合

・現行では、圏央道を経由する最短経路よりも、距離の長い保土ヶ谷バイパスを経由し、東京都心を通る経路の方が、料金が最安です。

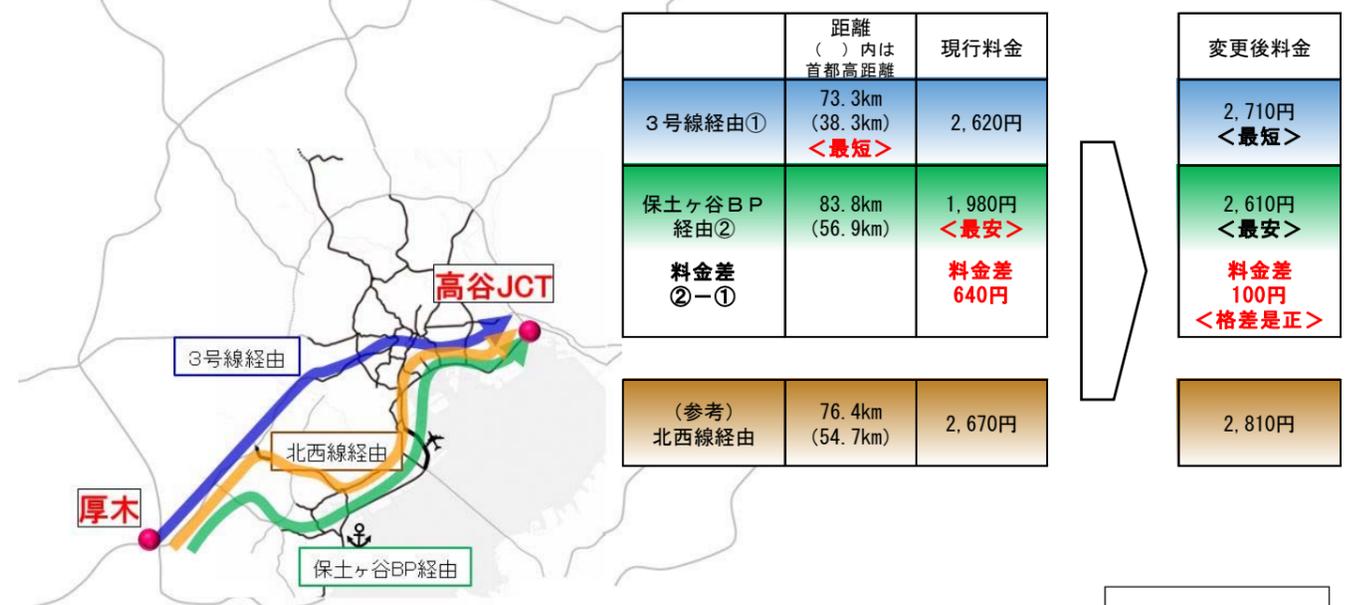
・上限料金の見直しにより、圏央道経路が最短・最安となり、保土ヶ谷バイパスの混雑緩和に有効となります。



【参考 4】 厚木 I C ~ 高谷 J C T（東関東自動車道）の場合

・現行では、3号線を経由する最短経路よりも、距離の長い保土ヶ谷バイパスを経由する経路の方が、料金が最安です。

・上限料金の見直しにより、3号線経路と保土ヶ谷バイパス経路の料金差が、640 円から 100 円となり、料金格差が是正され、距離や混雑状況に応じて適切な経路選択が可能になります。



裏面あり

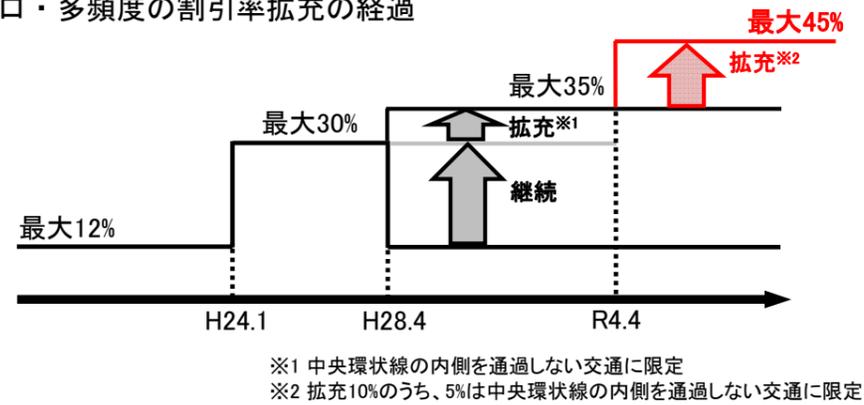
(2) 大口・多頻度割引の拡充

○上限料金の見直しにより、物流に影響が生じないよう、大口・多頻度割引をさらに拡充します。

大口・多頻度割引の概要

- 【最大割引率】 最大 35%→**45%へ拡充**
- 【適用対象】 ETC利用者（全車種）
- 【適用期間】 令和4年度～7年度

【参考5】大口・多頻度の割引率拡充の経過



【参考6】大口・多頻度割引の現状と拡充案

多頻度割引(車両単位割引)		大口割引(契約者単位割引)	
月間利用額(車両単位)	割引率	月間利用額(契約者単位)	割引率
5,000円以下の部分	0%(変更なし)	100万円を超え、かつ自動車1台あたり平均利用額が5千円を超える場合	10%(変更なし)
5,000円超～10,000円以下の部分	10%(変更なし)		
10,000円超～30,000円以下の部分	20%【+5%】→ 30%【+10%】		
30,000円を超える部分	25%【+5%】→ 35%【+10%】		

最大割引率 35%→**45%**

【】内は中央環状線の内側を通過しないETC車の拡充分で内数

【参考7】中型車と特大車の車種間比率の激変緩和措置

平成28年に統一した車種区分・比率	車種区分	車種間比率及び現行の激変緩和措置
	軽自動車等	0.8
	普通車	1.0
	中型車	1.2 → 令和2年度末まで 1.07に激変緩和措置
	大型車	1.65
	特大車	2.75 → 令和2年度末まで 2.14に激変緩和措置

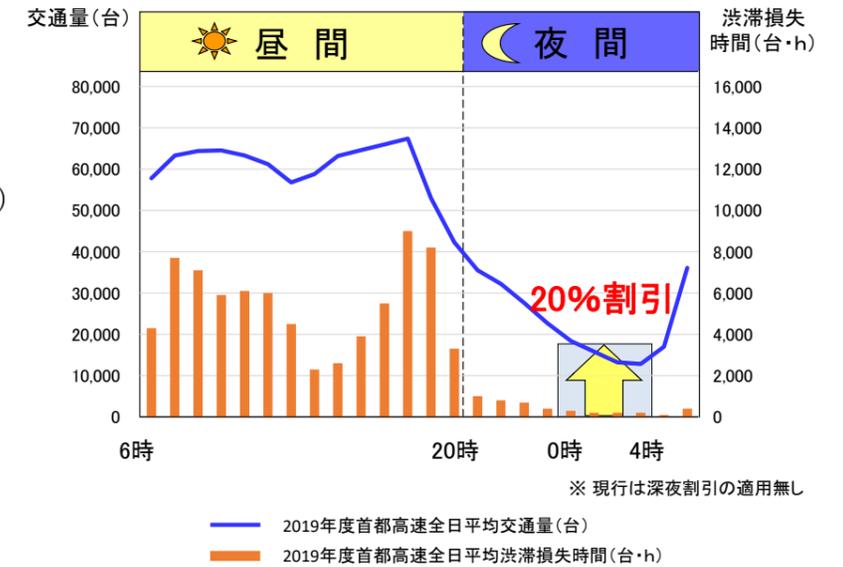
新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、**令和3年度末まで延長**

(3) 深夜割引の導入

○時間帯による交通量や渋滞状況に偏りがあるため、交通量が少ない夜間利用を促進するよう、深夜割引を導入します。

深夜割引の概要

- 【割引率】 20%
- 【割引時間】 0時～4時
- 【適用対象】 ETC利用者（全車種）
- 【適用期間】 令和4年度～47年度

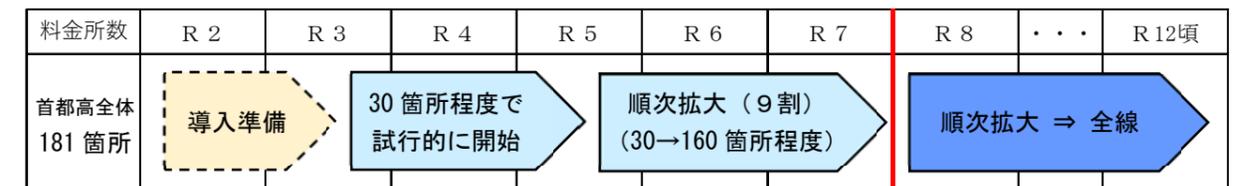


(4) 料金所のETC専用化

○混雑の緩和や将来的な管理コストの削減、料金所収受員や利用者に対する感染症リスク軽減、混雑状況に応じて変動する機動的な料金の導入などを目的として、料金所のETC専用化を進めていきます。

今後の進め方

- ・首都高では、令和3年度から30箇所程度で試行的に開始し、令和7年度までに9割（160箇所程度）の導入を目指します。



3 スケジュール(予定)

- | | |
|--------------|---|
| 令和2年 12月 17日 | 料金所のETC専用化 公表〔国、首都高〕 |
| 令和3年 2月 5日 | 高速料金の方針 骨子(案) 公表〔国〕 |
| 3月 12日 | 高速料金の方針(案) 公表〔国〕、
料金案 公表・意見募集(～2週間)〔首都高〕 |
| 4月 | 首都高から本市に対し、同意申請 |
| 5月 | 同意議案を第2回定例会に提出し、審議 |